

山口県報

令和8年
2月6日
(金曜日)

定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和8年2月6日

名医	称療	所機	在關	地	指定辭退年月日
MKデンタルオフィス	山口市道場門前一丁目一番一八号	萩市大字須佐四九八〇の二	令和八、一、一	令和七、一二、三一	令和七、一二、三一
薬局エンゼル					

山口県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年2月6日

氏名	施	住	術	者	所	指定期年月日
鈴木 汐美	山口市大内御堀四丁目一番一号					令和七、七、八

山口県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年2月6日

山口県知事 村岡嗣政

居宅介護事業者	居宅介護事業所	所在地	事業の種類	指定年月日
氏名又は名	名	称	所	在地
住所又は主たる事務所の所在地				
有限会社大昇	山陽小野田市	大字福田九四	ムネタロウ	山陽小野田市
三戸歯科医院	宇部市大字東岐波一〇一	令和七、一〇、三一	グループホー	大字福田九四
近藤歯科医院	長門市東深川二〇九八の一	一二、三〇		九の一

山口県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和8年2月6日

医療機関名	称	所	機	在	地
三戸歯科医院					
近藤歯科医院					

山口県告示第四十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指

山口県告示第四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年二月六日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
医療法人博愛会宇部記念病院	宇部市上町一丁目四番一一号			令和一一、一、三一	
医療法人聖比留会センタービル病院	今村北三丁目七番一八号	ク	ク	ク	ク

山口県知事 村岡嗣政